

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

令和4年4月13日

茨城県公安委員会委員長 富田 信 穂

1 検定種別、実施日時、抽選申込期間、抽選結果通知期間及び書類申請期間

検定種別	実 施 日 時	抽 選 申 込 期 間	抽選結果通知期間	書 類 申 請 期 間
施設警備 業務2級	令和4年7月20日 (水) 午前9時～午後5時	令和4年6月6日 (月)～10日(金) (5日間)	令和4年6月21日 (火)～22日(水) (2日間)	令和4年6月27日 (月)～7月1日(金) (5日間)
雑踏警備 業務2級	令和4年7月26日 (火) 午前9時～午後5時	令和4年6月6日 (月)～10日(金) (5日間)	令和4年6月21日 (火)～22日(水) (2日間)	令和4年6月27日 (月)～7月1日(金) (5日間)
交通誘導 警備業務 2級	令和4年7月27日 (水) 午前9時～午後5時	令和4年6月6日 (月)～10日(金) (5日間)	令和4年6月21日 (火)～22日(水) (2日間)	令和4年6月27日 (月)～7月1日(金) (5日間)
施設警備 業務2級	令和4年9月27日 (火) 午前9時～午後5時	令和4年8月8日 (月)～12日(金) (5日間)	令和4年8月24日 (水)～25日(木) (2日間)	令和4年9月5日 (月)～9日(金) (5日間)

2 実施場所

茨城県水戸市下国井町2201番地1

J Aグループ茨城教育センター（029-239-6111）

3 定員

各検定とも15名

4 受検資格

茨城県内に住所地を有する者又は警備員として茨城県内の警備業営業所に所属している者

5 検定の方法

学科試験及び実技試験とする。ただし、学科試験が合格基準に満たなかった者に対しては、実技試験は行わない。また、実技試験においても、試験途中に合格基準に満

たないことが明らかになった場合には、その者に対する試験を中止する。

6 検定の内容

(1) 施設警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が

発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 受検申請手続

(1) 抽選申込方法

受検を希望する者は、抽選申込期間中に、検定抽選申込書（別紙）を作成し、

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県警察本部生活安全総務課許可等事務担当室警備業係

宛てに郵送で送付すること。（期間中の消印有効。）

(2) 受検予定者の抽選及び抽選結果の通知

生活安全総務課は、抽選結果通知期間の初日に抽選を行い、受検予定者を決定する。その後、抽選結果通知期間中に、受検予定者に電話連絡し、受付番号を通知する。

(3) 検定申請書の提出方法等

ア 提出方法

受付番号を取得した受検予定者は、書類申請期間中の午前9時から午後5時までの間に、イに掲げる提出先にウに掲げる書類を提出すること。

※ 郵送による提出は認めない。

イ 提出先

(ア) 茨城県内に住所を有し、茨城県内の警備業営業所に所属する者は、住所地又は警備業営業所を管轄する警察署生活安全課(係)

(イ) 茨城県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課(係)

(ウ) 茨城県内の警備業営業所に所属する者は、所属する警備業営業所を管轄する警察署生活安全課(係)

ウ 提出書類

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日

を記入したもの) 2枚

(ウ) 受検資格を疎明する書面(茨城県内に住所地を有していることを疎明する書面又は警備員として茨城県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面) 1通

8 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

ア 施設警備業務2級	16,000円
イ 雑踏警備業務2級	13,000円
ウ 交通誘導警備業務2級	14,000円

(2) 納付方法

検定申請書提出の際、各検定の手数料に相当する額を茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納付を受けた検定手数料は返還しない。

9 受検に必要な物

- (1) 受検票(検定申請書の提出後、住所地に受検票が送付されるので、検定当日必ず持参すること。)
- (2) 筆記用具
- (3) 警笛(交通誘導警備業務2級の場合のみ)
- (4) 雨衣(雨天時に使用)
- (5) 受検者の服装は、動きやすい服装(警備服等)とすること。

10 その他

- (1) 検定合格者には、検定申請書を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、予定どおり検定を実施できない場合は、検定の中止又は延期、定員の削減等の措置を行う。
- (3) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備係(電話029-301-0110内線3036又は3037)に問い合わせること。